



令和7年度 千葉市キャリア・リターン制度 採用選考案内



千葉市キャリア・リターン制度とは、育児、介護等のやむを得ない事情や、留学、転職等のキャリアアップのために本市を退職した元職員を、再び正規職員として採用し、即戦力として活躍していただくための制度です。

1 申込受付期間等

申込受付期間	選考実施時期	採用時期
令和7年6月2日（月）～ 令和8年3月31日（火）	随時実施	令和7年10月以降の 各月1日

※ 採用の時期は、申込時期や欠員状況等をふまえて決定するため、合格者の希望する時期での採用をお約束するものではありません。

※ 欠員状況等により、選考を実施しない場合があります。

※ 本試験は、「本市を退職後、再採用される日までに5年を経過していない人」が対象となりますので、退職後4年6か月を経過する前までに申込みしてください。（申込みが退職後4年6か月を超過する場合は、「7 問い合わせ先」までご連絡ください。）

2 募集職種、募集人数

(1) 募集職種

令和7年度に人事委員会が職員採用試験（選考）を実施する職種

※ 詳細については、別紙「募集職種について」を参照してください。

※ 千葉市退職時と同一の職種でのみ申し込むことができます。なお、当該職種の資格要件を満たす必要があります。詳細はお尋ねください。

※ 任命権者が市長の職種に限ります。詳細はお尋ねください。

(2) 募集人数

各職種若干名（募集人数は変更となる場合があります。）

3 受験資格

次の（1）から（9）の要件をすべて満たす人

- （1）千葉市職員（任期の定めのない職員に限る）としての勤務経験を3年以上有する人（ただし、育児休業、介護休暇、休職等の期間は勤務経験から除く。）
- （2）千葉市を退職後、再採用される日までに5年を経過していない人
- （3）千葉市退職の事由が以下のいずれかである人
 - ア 出産、育児、介護、配偶者の転勤等のやむを得ない事情などにより退職した人
 - イ 留学、転職等のキャリアアップのために退職した人
- （4）千葉市退職時に早期退職募集制度による認定を受けていない人
- （5）再採用される日が属する年度末に定年年齢に満たない人

- (6) 資格免許職を受験する場合、該当する資格免許を有している人
- (7) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本の国籍を有している人
 - イ 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- (8) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
- (9) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けていない人（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 申込手続・選考方法等

提出書類	① 千葉市キャリア・リターン制度採用選考申込書 ② 職種に必要な資格免許の写し（資格免許職等の場合のみ）
申込方法	上記提出資料を添付の上、必ず「ちば電子申請サービス（インターネットによる申込み）」をご利用ください。なお、郵送や窓口への持参による受付は行いません。 ◆URL https://apply.e-tumo.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=45406 ◆QRコード 
日時及び場所	面接の日時・場所は、応募状況等をふまえ、申込者と調整の上で決定します。詳細については、申込の際に登録されたメールアドレス宛に通知します。
選考方法	書類審査、面接試験及び市在職時の勤務成績等を加味して選考を行います。
合格発表	選考結果は、合否にかかわらず郵送により通知します。

5 合格から採用まで

- (1) 受験資格がないことや申込書の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (2) 再採用時の職種は、千葉市退職時と同一の職種となります。
- (3) 再採用時の職務の級は、千葉市退職時と同等以下とし、合格者の意向を確認した上で、任命権者が選考結果をふまえて決定します。ただし、退職時の職位での任用を約束するものではありません。
- (4) 千葉市退職時に管理職だった方で、再採用時に60歳を超える方は、非管理職での採用となります。
- (5) 保育士の採用にあたっては、児童福祉法第18条の20の4に基づき、保育士特定登録取消者管理システムへ照会を行います。照会の結果、特定登録取消者（同法18条の20の2第1項第1号及び第2号に掲げる者をいいます。）であることが判明した場合、採用されないことがあります。

6 主な勤務条件等

(1) 給与（初任給）

給料月額、退職時の級及び号給を基本に、退職後の経歴や採用時の職位等を考慮して決定します。なお、60歳を超える職員については、給料月額が給料表の級・号給の7割の額となります。

※ このほかに諸手当（通勤・扶養・住居・時間外勤務・期末・勤勉手当等）が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 定年年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、当分の間、年齢が60歳となった年度の翌年度以降、給与は7割水準となります。

(2) 勤務時間

原則として以下の10班体制です。ただし、職種、勤務場所により異なる場合があります。

勤務班	勤務時間	勤務班	勤務時間
1班	7:00～15:45	6班	8:45～17:30
2班	7:30～16:15	7班	9:00～17:45
3班	8:00～16:45	8班	9:15～18:00
4班	8:15～17:00	9班	9:30～18:15
5班	8:30～17:15	10班	10:00～18:45

※ 休憩時間 60 分を含む（業務の状況等に応じて、10:30～16:00 の間で 60 分取得可）

(3) 休日

土・日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所などによって異なる場合があります。

(4) 休暇等（4月1日採用時の例）

年次有給休暇…20日／年、病気休暇…90日／年、特別休暇…慶弔、妊娠・出産などの場合

※ このほか、仕事と家庭の両立支援策として、介護休暇、育児休業、育児短時間勤務（1日4時間勤務など）等があります。

(5) 昇任等

退職時よりも下位の職位で採用された場合でも、人材公募制度のほか、柔軟な昇任制度により、再び元の職位に昇任することもあります。

7 問い合わせ先

千葉県総務局総務部人事課

〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5032

Eメールアドレス：jinji.GEG@city.chiba.lg.jp